

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1. 佐川町全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、国指定文化財3件、県指定文化財8件、町指定文化財53件、国登録文化財3件、合計67件の有形、無形の指定等文化財が所在する。これらの文化財については、文化財保護法、高知県文化財保護条例、佐川町文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、保護措置を講ずるとともに、所有者や管理者と連携し、保存・管理に向けた助言等を行い、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

第1期において、旧竹村呉服店をはじめとする歴史的建造物の耐震改修工事や内外装の整備事業が一定行われ、観光協会や雑貨店舗として活用が図られている。

一方で、所有者の高齢化や建造物の老朽化、空き家化などの課題も残されており、その中には、文化的価値を有する未指定文化財も含まれており、歴史的風致の維持向上を図るうえでも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

また、上町地区の景観の中心となっている司牡丹酒造株式会社の酒蔵群については景観面、安全面の両面から対策が急務となってい



うえまち  
【上町地区にある酒蔵】



【司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵】

る。文化財の保存・活用は、個々の文化財の態様、管理状況等に応じ個別具体的に検討する必要がある。佐川町における文化財の保存・活用については明確な指針を示していないことから、今後、指定文化財を包括した形で、周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の推進を図っていくための指針を策定し、総合的な文化財の保存・活用に努める必要がある。

また、伝統文化の継承や後継者育成など、住民主体での伝統文化保存活動による郷土意識の醸成を図っていくうえで、若者人口の減少に対する対策は急務である。

## (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理（整備）にあたっては、所有者や管理者による適切な維持管理と日常的な点検により損傷の早期発見に努める。また、所有者等の意識の向上のため適切な助言を実施するとともに文化財保護指導員による定期的な文化財巡視を実施する。

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により、き損や滅失の恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理が求められる。特に、指定文化財の修理では、歴史的真正性を保持し、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護法や高知県文化財保護条例及び佐川町文化財保護条例等に基づく手続きを行い、文化庁や高知県教育委員会、佐川町文化財保護審議会や専門家の意見を踏まえ、関係機関と連携しながら実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助金制度を積極的に活用する。

未指定文化財は、歴史的風致形成建造物や町文化財等への指定を図り、必要に応じて所有者と協議しながら、保存のための対策を講じる。

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

佐川町における文化財の保存・活用を行う施設として歴史的風致維持向上計画の重点区域内に博物館「佐川町立青山文庫」があり、貴重な歴史資料が数多く所蔵されている。青山文庫には学芸員1名を配置し歴史資料等の調査、公開を実施。地域の歴史文化に触れることができる施設として整備されてきた。しかし、老朽化が進み展示室や収蔵庫の環境が悪化している等、特に資料保存の面で問

題が山積している。更に、収蔵庫の面積が不足しており、近年、新たに受け入れている資料の保存スペースが確保できていない。そのため、施設の整備について検討を行っていく必要がある。



【青山文庫の外観】



【青山文庫の展示室】

#### （４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に大きな影響を与える。そのため、文化財の保存・活用を図る際は、文化財単体のみでなく、その周辺環境を一体化して考慮すべきであり、周辺環境を含めて文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して保全を図る必要がある。



うえまち  
【上町の町並み（旧浜口家住宅）】

道路の美装化、無電柱化など、文化財の周辺環境を保全するために行政府内でもまちづくり、観光、文化財などを担当する関係課が連携、情報共有し、周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進する。

そのため、文化財周辺の景観を阻害する要素については改善や除却を推進するとともに、文化財を活用するための施設は、文化財や周辺の環境との調和に配慮して整備、再整備する。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

文化財は、被災により、その価値を大きく損ねてしまうため、文化財の所有者や管理者が常に高い防災意識をもって文化財の保存管理に努めていく必要がある。佐川町においては「佐川町地域防災計画」を運用しており、災害発生後の被害状況の把握や被害の拡大防止と保護に努めるよう明記されている。



【文化財防火デーの消火訓練の様子】

文化財のうち有形文化財は、火災や地震等の様々な災害により損失や滅失する恐れがあることから、後世に正しく引き継ぐため、個別の有形文化財毎に防火対策を検討する等、被災リスクの予防、軽減を図ることが求められる。

火災に関しては、発生しないための予防対策の徹底と、迅速な消火体制の確保を図るとともに、万が一の火災発生時には迅速に対応できるよう日頃からの防火教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知機や消火設備等の防火設備を推奨し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備の設置を推奨する。また、毎年、文化財防火デーにあわせ、有形文化財に指定された建造物等で地元消防団及び消防署、防災担当並びに文化財保護連絡協議会と連携して消火訓練を実施。消火訓練には文化財の所有者、地域の自主防災組織や住民の参加を促し、防災教育と併せて文化財への防災意識の向上を図っていくため今後も継続して行う。

また、美術工芸品等の有形文化財は、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。地震への対策については、文化財の耐震状況を把握し、耐震補強工事の実施を検討する。

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

佐川町では、町内に有する多くの文化財の価値とその意義を知ってもらうため、平成 29 年度に『佐川町の文化財』の冊子を作成した。今後、文化財を地域の誇りと郷土愛の醸成につなげていくためのツールとしてこの冊子の活用を図る。



【『佐川町の文化財』冊子】

また様々な文化財を周遊して文化財の面白さを体験したり、佐川町の歴史性を感じることができるよう、文化財を巡るコースなどのパンフレット等の作成も行い郷土の文化財に対する理解の普及・啓発を広く図っていく。

また、将来の担い手である子どもたちに対する支援を強化し、学校とも連携し、ふるさと教育の一環として歴史学習事業の展開を図る。

また、地域に根ざした祭礼等の無形民俗文化財の継承者を育成するために、学校や各保存会と連携し、将来の担い手である子どもたちが地域の祭りに対する愛着を育むための取り組みへの支援を行う。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本町における「<sup>しゅうち</sup>周知の<sup>まいぞうぶん</sup>埋蔵文化財<sup>かざいほうぞうち</sup>包蔵地」は、80カ所存在する。これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解するうえで重要な<sup>いこう</sup>遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、高知県教育委員会の助言等を仰ぎながら、開発に係る関係事業者と十分な協議のうえ、適切な文化財の保護・保存措置を図る。

公共工事に関しては、事前に計画を把握し、今後も各部局と調整を行う。

### 佐川町埋蔵文化財包蔵地一覧

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
1	平野城跡	城跡	黒岩 平野	備前焼、石臼、染付、白磁	室町
2	平野遺跡	遺物散布地	黒岩 平野	常滑焼	中世
3	大田川遺跡	遺物散布地	黒岩 大田川	石鏃、石錘、石斧、縄文土器、 弥生土器、土師器・須恵器片	縄文～中世
4	菖蒲城跡	城跡	黒岩 大田川		室町
5	台住寺跡	寺跡	黒岩 黒原		室町～近世
6	黒岩城跡	城跡	黒岩 黒原		室町
7	陣ヶ奈路城跡	城跡	黒岩 黒原		室町
8	岬遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃	縄文
9	坂東遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃、石核、石槍、石	縄文・古墳
10	薬師堂跡	寺跡	黒岩 黒原		中世
11	井関遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	縄文土器、石鏃	縄文
12	西ノ芝遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃、石槍、首飾り、剥片石器、 縄文土器	縄文
13	中ノ芝遺跡	遺物散布地	黒岩 黒原	石鏃、搔器、石錐、剥片、石斧	縄文
14	宮ノ原遺跡	遺物散布地	黒岩 庄田	石鏃	縄文
15	庄田遺跡	遺物散布地	黒岩 庄田	石鏃	縄文
16	河間光綱の墓	墓	黒岩 庄田		中世
17	八幡寺跡	寺跡	黒岩 庄田		中・近世
18	八幡城跡	城跡	黒岩 庄田		中世
19	瑞応寺跡	寺跡	黒岩 瑞応		中・近世
20	フスボリ城跡	城跡	黒岩 四ツ白		中世
21	南海太郎朝尊鍛冶工 房跡と劔井	鍛冶跡	黒岩 ニツ野		近世
22	市坂遺跡	遺物散布地	佐川 丙	石鏃	縄文
23	宮ノ向遺跡	遺物散布地	佐川 丙	磨製石斧	弥生
24	中山城跡（中山砦）	城跡	佐川 丙		中世
25	城ノ台城跡	城跡	佐川 丙		中世
26	城ノ台洞穴遺跡	洞穴遺跡	佐川 丙	縄文土器、石鏃、敲石、獣骨	縄文

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
27	桂遺跡	遺物散布地	佐川 丙	磨製石斧	縄文
28	柏原遺跡	遺物散布地	佐川 丙	縄文土器、剥片、須恵器、土師器	縄文・古墳
29	荷稻遺跡	遺物散布地	佐川 乙	弥生土器	弥生
30	青去遺跡	遺物散布地	佐川 乙	打製石鏃	縄文
31	三野土居跡	遺物散布地	佐川 乙		中世
32	假又遺跡	集落跡	佐川 乙	弥生土器	弥生
33	沖之古城	城跡	佐川 乙		中世
34	佐川高校校庭遺跡	遺物散布地	佐川 乙	弥生土器	弥生
35	神明山城跡	城跡	佐川 乙		中世
36	岡崎遺跡	遺物散布地	佐川 乙	弥生土器	弥生
37	室原遺跡	遺物散布地	佐川 乙	石鏃	縄文
38	サギノス遺跡	遺物散布地	佐川 乙	青磁、土師質土器	中・近世
39	伝・猿丸大夫の墓	墓	佐川 乙		奈良（近世）
40	宝篋印塔	墓	佐川 甲		近世
41	佐川土居跡	館跡	佐川 甲		近世
42	佐川城跡	城跡	佐川 甲	瓦、備前焼	中・近世
43	松尾城跡	城跡	佐川 甲	鰐口、備前焼、染付、白磁	中世
44	佐川越中守の墓	墓	佐川 甲		中世
45	上郷遺跡	遺物散布地	佐川 甲	土師質土器	中世
46	堂ヶ鼻窯跡	窯跡	佐川 甲	須恵器、土師器、土錘	古代
47	長竹本 <sup>ノ</sup> ヲ <sup>ノ</sup> 遺跡	遺物散布地	加茂 長竹	石鏃、磨製石斧	弥生
48	長竹 <sup>カ</sup> ヲ <sup>ノ</sup> 屋敷遺跡	住居跡	加茂 長竹	古備前壺、古銭、皿	中世
49	長竹横山遺跡	住居跡	加茂 横山	古備前壺、土師質土器、古銭	中世
50	耳飛田遺跡	遺物散布地	加茂 長竹	大型蛤刃石斧、砥石、敲石	弥生
51	長竹城跡	城跡	加茂 長竹	茶臼	中世
52	円能ヶタキ窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器	古代
53	永野遺跡	遺物散布地	斗賀野 永野	石包丁	弥生
54	花ノ木窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器、土錘	古代
55	襟野々窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器、庄内式土器	古代
56	砂止遺跡	遺物散布地	斗賀野 永野	磨製石斧	縄文

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
57	甌巖遺跡	遺物散布地	斗賀野 永野	土師質土器	中世
58	芝ノ端窯跡	窯跡	斗賀野 永野	須恵器、土師器	古代
59	又屋敷遺跡	遺物散布地	斗賀野 上美都岐	打製石鏃	弥生
60	上美都岐遺跡	官衙関連遺跡	斗賀野 上美都岐	須恵器、土師器、土師質土器、 青磁	古代～中世
61	一ツ淵遺跡	遺物散布地	斗賀野 下美都岐	弥生土器	弥生
62	野添遺跡	住居跡	斗賀野 野添	土師質土器	中世
63	狩場遺跡	遺物散布地	斗賀野 狩場	石鏃	縄文
64	岩井口遺跡	館跡	斗賀野 岩井口	弥生土器、土師質土器、瀬戸・ 美濃系、備前、常滑、青磁、 土錘、扁平片刃石斧、砥石	弥生・中世
65	塚谷遺跡	遺物散布地	斗賀野 塚谷	弥生土器	弥生
66	斗賀野城跡 (二ノ部城跡)	城跡	斗賀野 二ノ部	土師質土器、常滑	中世
67	二ノ部遺跡	集落跡	斗賀野 二ノ部	弥生土器、土製模造品、粗製土 器、ミチリ土器、石製品、土師質 土器、東播系須恵器、備前、常 滑、瀬戸・美濃系、青磁土製品	弥生・中世
68	二ノ部南遺跡	遺物散布地	斗賀野 二ノ部	備前	中世
69	芝ノ坊遺跡	遺物散布地	斗賀野 芝ノ坊	須恵器、土師質土器、常滑等	古代・中世
70	伏尾城跡	城跡	斗賀野 伏尾		中世
71	椎木谷遺跡	遺物散布地	斗賀野 山瀬	石斧	弥生
72	山瀬遺跡	遺物散布地	斗賀野 山瀬	土師器、須恵器	古代
73	小蔭山城跡	城跡	斗賀野 山瀬		中世
74	尾川城跡	城跡	尾川 本郷耕		中世
75	神母遺跡	遺物散布地	尾川 本郷耕	青磁、備前	中世
76	不動ガ岩屋洞窟遺跡	洞穴住居	尾川 西山耕	縄文土器、有舌尖頭器、石鏃、 石槍、土師質土器	縄文
77	小森城跡	城跡	尾川 西山耕		中世

	名 称	種 別	所 在 地	出 土 品	時 代
78	城台山遺跡	城跡	尾川 西山耕		中世
79	鉢ヶ森城跡	城跡	斗賀野 永野		中世
80	上ノ川原遺跡	遺物散布地	佐川町 乙	弥生土器、土師質土器	弥生

注) 平成5年『高知県埋蔵文化財包蔵地調査』による

#### (8) 教育委員会の体制と今後の方針

本町では、文化財に関わる業務は教育委員会事務局の社会教育係が担当している。職員は、事務職として職員2名が携わっている。本計画を推進するうえでは、チーム佐川推進課、産業建設課などの関係部署と連携を取りながら文化財の保存・活用に取り組んでいく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第190条第1項及び佐川町文化財保護条例に基づき、佐川町文化財保護審議会が設置されている。佐川町文化財保護審議会は、現在、町内各地区から郷土史関係者8人の委員で組織されている。

審議会は教育委員会の諮問に依りて文化財の評価や保存や活用に関する事項について調査審議し答申する。今後も審議会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。

#### (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、本町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町では重点区域内で観光ボランティア及び「まきのとみたろう牧野富太郎ふるさと館」の指定管理者としてNPO法人「佐川くろがねの会」が文化財の活用に取り組んでいる。



【「佐川くろがねの会」の活動】

牧野公園整備ではボランティア団体「はなもりC-LOVE」が牧野富太郎ゆかりの植物の植栽などに取り組んでいる。県指定無形民俗文化財「瑞応の盆踊すいおう ほんおどり」、「佐川太刀踊さかわたちおどり」及び町指定無形民俗文化財「白倉神社花取踊しらくらじんじゃはなとりおどり」は各地域の保存会が主体となり無形民俗文化財である踊りの継承や次世代の担い手の育成に取り組ん



【「はなもりC-LOVE」の活動】

でおり、「民俗芸能保存・継承事業」として平成40年まで取り組んでいく。

また、旧町村単位で各種団体により文化財の活用への積極的な取り組みが図られている。

今後は、これらの活動団体と連携して継続的な保存・活用を図るため、人材育成の支援や、財政支援、必要な情報提供・助言・指導等を継続的に行っていく。

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、重要文化財1件、国登録有形文化財3件、県指定文化財1件、町指定文化財4件の合計9件の文化財があり、重要文化財「竹村家住宅」を代表とする歴史的な街並みが残る。これらの文化財は文化財保護法、高知県文化財保護条例、佐川町文化財保護条例に基づき、これまで保護のため措置が講じられてきた。

今後も引き続き保存・活用していくためには、計画的に修理、整備、防災対策等を実施し、総合的な文化財の保存・活用を図る。加えて所有者等理解のもと、多くの人たちに文化財の価値を広く認知してもらい、それら文化財を後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開等の活用や情報発信に取り組む。



【上町地区の「竹村家住宅」】



【牧野公園のアジサイ】

### (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内については、第1期計画の中で歴史的建造物の耐震補強工事及び内外装の美装化工事など一定の整備事業が実施された。しかし、上町地区の大部分を占める司牡丹酒造株式会社所有の酒蔵群の損傷等が喫緊の課題となっており、早い時期に修理事業を行う必要がある。これについては、「司牡丹酒造（株）焼酎蔵買取り・整備事業」及



【佐川城跡の中の牧野公園の全景】

び「司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群修復・保存事業」として実施。また、桜の名所としても有名な牧野公園及び和楽園の植栽や遊歩道整備やその周辺の整備の実施については「牧野公園整備事業」及び「和楽園整備事業」として実施。それに伴い佐川城跡の調査を実施し、牧野公園と一体化するように整備を行うため「佐川城跡整備事業」を実施。これらの事業を推進するためには所有者や管理者と協議を図りながら修理・整備を進めていくことが求められる。これらの事業は平成40年度までの予定となっている。

### （3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の中心施設となる「佐川町立青山文庫<sup>せいざんぶんこ</sup>」については財政状況との調整を図りながら、施設の改善計画を立て老朽化等の問題に対応していく。

また、重点区域内は、観光の中心となる文化財が多数存在しているが、食事場所の不足や駐車場の整備など課題も多くされている。今後、観光客が訪れやすい環境づくりのため、長時間滞在できる周遊ルートの開発や施設の整備が必要となる。更に、重点区域内に分布する文化財周辺に来訪者をもてなすために標識や説明板などの整備を図るため「標識整備事業」として平成40年まで実施。



【上町に設置された案内標識】

### （4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財を取り巻く環境については、その景観の保存も必要となる。重点区域内の指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺環境については、文化財を核としてその周辺環境を一体として保存する必要がある。

現在、街なみ景観条例により一定の規制が可能となっているが、この条例は平成5年から10年間実施した街なみ環境整備事業に対応して策定したものであり、歴史的風致維持向上計画に合致した内容になっておらず、景観法に基づく景観計画及び景観条例の策定について今後検討し、良好な景観形成と観光振興を図る。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、防災上の課題を把握し、必要な対策を講じる。指定及び登録文化財建造物は、消防法に基づく消防設備の設置を行う。未指定の文化財については、指定が行われた場合、設置事業費の支援を通じて速やかに必要な設備の新規設置を行う。既存設備の老朽化や形式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を行う。



【上町地区での消火訓練】

また、美術工芸品等の有形文化財は、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及、啓発を推進することは歴史的風致を維持向上させるうえでも重要である。そのため定期的に文化財に親しむ学習機会を提供するとともに、平成29年度に作成した『佐川町の文化財』冊子を文化財についての理解を深めるためのツールとして活用。



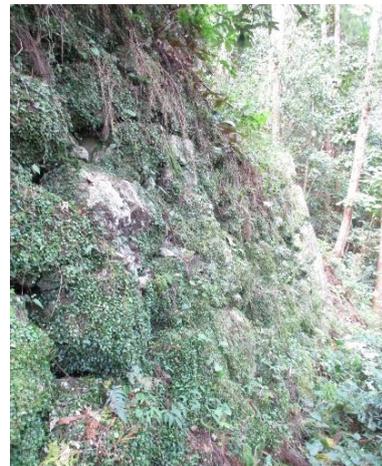
【「佐川史談会」発行『霧生関』】

また、明治22年に佐川町出身の学生たちにより創刊され、昭和55年に「佐川史談会」により復刊された『霧生関』の活動の継続に対する支援などについては「文教のまち」推進事業」を平成40年まで実施。

将来の担い手である児童、生徒に対しては本町の歴史や文化財に関するふるさと教育を推進するため本町の歴史や文化財を知るための副読本の作成など自分たちの町への誇りや愛着を育み伝統文化の普及啓発を図る。

#### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は佐川城跡1カ所が存在しており文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。開発行為で埋蔵文化財が破壊されないよう地権者への周知を図るとともに実際の開発に際しては関係者と十分な事前協議を行い、できる限り現状保存を図るものとする。それ以外の場所における歴史を理解するうえで重要な遺構が発見された場合の届け出等について、その義務を徹底する。



【佐川城跡の石垣】

#### (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進するうえでは、地域住民やNPO法人等と連携し、取り組んでいくことが重要である。保存と活用に主体的に関わってくれる住民と行政の協働により町全体で文化財を支えていく体制の連携に努める。また行政組織としては、まちづくり担当課や事業担当課等関係部局との連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。